



# 令和元年東日本台風による被災者生活再建支援のお知らせ (台風第19号)

令和2年5月1日 第6号  
佐野市復興推進本部  
電話番号：25-8513

## 〇り災証明書の新規受付について

これまでにり災証明書の申請をされていない方で、新たにり災証明書の発行が必要となる方は、用途に応じて下記の問い合わせ先までご相談ください。

- ▶問合せ先
- |               |               |         |
|---------------|---------------|---------|
| ①建物に関する証明     | ：資産税課（市役所2階）  | 20-3009 |
| ②農業に関する証明     | ：農政課（市役所3階）   | 20-3043 |
| ③自動車・家具に関する証明 | ：危機管理課（市役所6階） | 20-3056 |

※り災証明書の再発行については、市民課（20-3019）までご相談ください。

## 〇り災証明書における家屋の再調査について

令和元年東日本台風（台風第19号）の災害に係る被害認定は、第1次調査（外観目視や浸水深による調査）を行い、被害程度（全壊・半壊等）を判定していますが、申し出があった場合は、第2次調査（建物内部へ立ち入り調査）および必要に応じて再調査を実施いたします。再調査の申し出につきましては、お早目にご相談ください。

- ▶問合せ先 資産税課（市役所2階） 電話：20-3009

## 〇被災住宅の再建にかかる利子補給事業について

令和元年東日本台風（台風第19号）で被害を受けた住宅の再建のために、金融機関等から借り入れた住宅資金の返済利子の一部を補助します。

- ▶対象者 令和元年東日本台風（台風第19号）により自ら所有し居住する住宅が被害を受け、り災証明書の交付を受けた方で、市内において自ら居住するための住宅を新築若しくは購入、または修繕する方
- ▶対象となる住宅資金  
金融機関等から借入れた令和元年東日本台風（台風第19号）の被災者向け住宅資金  
※令和元年10月12日以降に、すでに借入れした場合も対象となります。
- ▶補助額 借入金のうち1,000万円までに対し、年2.0%以内の返済利子相当額
- ▶補助期間 5年間
- ▶申請期間 令和2年4月30日から令和3年3月31日まで  
※土日祝、年末年始を除く
- ▶申請書類 「利子補給金交付申請書」に次の書類を添付してください。
- ① 金銭消費貸借契約書の写し
  - ② 工事の請負に係る契約書または売買契約書の写し
  - ③ 金融機関等が発行する償還の計画表の写し
  - ④ 土地及び建物の全部事項証明書の写し
  - ⑤ り災証明書の写し
  - ⑥ 金融機関等が償還の状況を報告することについての同意書
- ▶問合せ、申請先 建築住宅課（市役所5階） 電話：20-3103

## 〇被災住宅の応急修理について

引き続き、被災住宅の応急修理について受付を行っております。応急修理のお申込みを予定されている方はお早めに申請をお願いいたします。

- ▶問合せ先 建築住宅課（市役所5階） 電話：20-3103

## ○介護に関する支援【介護保険利用料（利用者負担額）の免除期間を延長します】

令和元年東日本台風（台風第19号）により被災された方の介護保険利用料（利用者負担額）の免除を令和2年9月末まで延長いたします。

※口頭による免除申し立ての期間は令和2年3月31日をもって終了いたしました。令和2年4月1日以降、介護サービス利用料の免除を受ける場合は、佐野市発行の利用者負担の猶予・免除証明書を事業所等に提示する必要があります。申請方法等、詳しくは介護保険課までお問合せください。

▶問合せ先 介護保険課介護サービス係（市役所1階）電話：20-3022

## ○被災された方の国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金の減免について、令和2年4月以降取扱いが変わります

令和2年4月以降、一部負担金の免除を受けるためには、保険証と免除証明書の両方を医療機関等の窓口で提示することが必要となります。詳細につきましては以下のとおりです。

▶対象者 ①住家の全壊、半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方

②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方

③主たる生計維持者の行方が不明である方

④主たる生計維持者が事業を廃止、又は休止した方

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

▶対象期間 令和元年10月12日～令和2年9月30日までの診療分

▶対象外の医療費 ・入院時の食事療養および生活療養に係る標準負担額

・柔道整復師（接骨院・整骨院）、あんま・マッサージ・指圧師、はり師・きゅう師による施術料、治療用装具作成料などの療養費

▶免除証明書 交付を受けていない方は申請が必要です。

・国民健康保険一部負担金免除証明書（医療保険課に申請）

・後期高齢者医療一部負担金免除証明書（いきいき高齢課に申請）

※交付申請には、保険証・り災証明書・印鑑（朱肉を使用するもの。国民健康保険は世帯主、後期高齢者医療は被保険者本人のもの。）が必要となります。

▶負担金還付申請

すでに医療機関等の窓口で一部負担金を支払っている場合、佐野市役所の窓口で申請することで支払った額の還付が受けられます。

※還付申請には、免除証明書（国民健康保険は、り災証明書でも可）・保険証・領収書・印鑑・預金通帳が必要となります。（印鑑と通帳については、国民健康保険は世帯主、後期高齢者医療は被保険者本人のもの。）

▶問合せ先

国民健康保険 医療保険課国保係（市役所2階）電話：20-3024

後期高齢者医療保険 いきいき高齢課長寿医療係（市役所1階）電話：20-3021

※一部の健康保険組合・国民健康保険組合も免除される場合がありますので、詳細は各組合にお問い合わせください。

## ○土砂の受入・回収について

令和元年東日本台風（台風第19号）により、宅地内へ流入した土砂の受入および回収については以下の通りです。

【4月1日～5月中旬】 受入時間：午前9時から午後4時まで

搬入場所：田沼グリーンスポーツセンター多目的球技場

【5月下旬～6月下旬】 ※多目的球技場復旧の仮設工事のため、受入および回収の休止

【7月上旬～7月下旬】 受入時間：午前9時から午後4時まで

搬入場所：田沼グリーンスポーツセンター多目的球技場

※工事の状況により予定が変更となる場合がございますので、詳しくは環境政策課へお問い合わせください。また、搬入場所まで土砂を運搬できない場合は、環境政策課へご相談ください。

▶問合せ先 環境政策課（市役所5階）電話：20-3013

※その他、各種支援制度等については佐野市ホームページにも掲載しておりますので併せてご確認ください。